



NPO法人
ウィメンズネット

NEWS LETTER

「らいず」

2016
4月号

DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-225-6131

被害直後から総合支援「性的人権」守り支える

SACHICOに学ぶ DV・性暴力被害者によりそう支援

性暴力被害に遭った女性が、被害直後から適切な支援を受けられるよう、被害者のための総合支援システム（いわゆるワンストップセンター）構築の必要性が明らかです。「らいず」は16年2月、病院拠点型の性暴力救援センター・大阪SACHICO代表で産婦人科医師の加藤治子さんを招き、DV・性暴力被害者によりそう支援とは何か、茨城における被害者支援の課題を考える研修会を水戸市の常磐大学で開きました。加藤さんはSACHICO開設後5年間の経験と実績をもとに、「性的人権」を守り支えることの大切さ、医療支援ネットの役割の重要性、性的搾取にさらされる子どもの現状、法制度の限界など重い課題を語りました。



研修会には県内の行政、医療関係者、教師、弁護士、地域活動に関心をもつ人たちが、栃木県からも支援者、県議、警察官ら約100人が参加しました。第1部は加藤さんによる基調講演、第2部は茨城県立医療大学教授の加納尚美さんを交えて話し合い、本県における性暴力被害者支援のあり方を探りました。＝写真。

24時間の医療支援ネット 診療の6割が未成年

SACHICOは医師・看護師ら医療従事者、弁護士、支援員らが連携し、性暴力被害に遭った女性と子どもに緊急的・総合的な支援をしようと2010年4月、大阪府松原市の総合病院内に全国に先駆けて設立。24時間体制で電話相談、来所対応・診療にあたり、警察に繋いだり、心理ケア、法的な支援など継続的で多岐にわたるサポートを提供しています。

かつて性暴力被害者は「年に5、6人、多くて10人程度」の診療であったのが、センター開設後急増し、15年3月までの5年間で、983人（初診）が来所。大阪に被害者が増えたのではなく、「それまで声を出すことのできなかった人たちがようやく来られた」と加藤さん。

①レイプ・強制わいせつ②性虐待③DV④性非行一で来所した983人の内訳をみると、その6割以上が未成年という、性的搾取にさらされる子どもの実態を明らかにしました。

安全でない子どもの生活圏 繰り返される加害行為

父親はじめ家族からのレイプ・強制わいせつは、あえて「性虐待」に分類。性虐待が疑われる場合は男性器の「挿入」の

事実があったかどうかを見極め、診断書を書く「とても大事な診察になる」と言います。加害者との関係は、多い順に「義父」37%、「実父」24%と父親にあたる人が6割。次いで「実兄」16%、義兄弟、叔父、実母も。被害児に対して、加害者は「ふたりだけの秘密」「言うとな、家族がバラバラになる」「お父さんが刑務所に入ったら困るだろう」。

また、「性非行」として児童相談所に連れて来られる多くは中学生、と言い、「家の中に居場所がないと、子どもたちは簡単にLINEなどで繋がってしまう」。性風俗に取り込まれ、男性の相手をして保護されたケースも多くある、と生々しく語りました。

大切な自尊感情の回復「あなたのからだは大丈夫」

性虐待を受けた子どもに対する婦人科診療の役割を、処女膜の所見、外傷の有無、妊娠・性感染症の有無など性虐待の事実の証明と併せて、「自身のボディイメージ、自尊感情の回復も医師の役割」と心理教育の重要性を。「（性行為は）あなたが決めたことでも、望んだことでもない」「大丈夫、あなたの身体は大丈夫」と伝えています。参加者らは改めて医療の場から厳しく、痛ましい事実を突き付けられ、性的搾取にさらされる現代社会の危険な実態を目の当たりにしました。

地域協働で「当事者中心」の支援ネットワークを

こうしたSACHICOの運動は当事者や支援者らを励まし、「らいず」は年間事業計画の重要な柱に、「DV・性暴力被害者の回復支援」を位置付け、本県におけるセンター設置を働きかけてきました。性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、いま全国に27か所。本県では県警、県医師会、県産婦人科医会、いばらき被害者支援センターが手を結び15年11月、「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」が設立しました。「らいず」は長年支援に携わってきた立場から、支援機関として参画できる意志を伝えています。

第2部の話し合いは、医療分野から支援体制の構築を働きかけている加納尚美さんが加わり、被害者である当事者を中心に据えた支援について、看護学の視点から意見を述べました。

加納さんは基調講演を踏まえて、当事者が中心にいる、当事者ニーズに沿った個別ケアの大切さを指摘。米国の実践プログラム（SART）を紹介し、「病院、警察、検察だけでなく、支援者がいて総合的なコーディネートができる。関係機関が目標を共有し、それぞれが専門能力を発揮する。地域全体でどのようにケアしていくかが重要だ」と広い範囲の機関が力発揮する支援のあり方を強調、「地域の専門家や関係者が定期的に会合をもち、研修を重ねるプロセスがスムーズな連携に繋がる」と地域協働による支援体制の確立を提言しました。

（三富和）

常総市 大水害を検証し記録する 地元女性有志と「らいず」がチーム

鬼怒川、小貝川流域に位置する常総市は15年9月、大水害に見舞われ、多くの市民が家屋や生活用品が水に浸かったり、流されるなどの被災をしました。茨城県内で起きた未曾有の大水害被害を女性の視点から検証し、被災体験を記録に残しておきたいと、地元の女性たちと「らいず」が手を結び、「被災者の声」を記録する準備を進めています。前市長の長谷川典子さんの呼びかけにこたえて、両者の代表からなる常総市大水害「被災者の声」を記録する会を16年1月末に発足させ、具体的な作業に取り掛かりました。＝写真。

「被災者の声」記録集を作成へ

女性の視点で検証・災害対応を

主な調査の内容は、①被災市民（成人女性）に対するアンケート調査②とくに被害が大きかった女性を選んだ聞き取り調査③市内の県立3高校の生徒（3年生）に対するアンケート調査の3つの柱です。

アンケートと聞き取り調査は、内容を色分けして項目をたて、とくに聞き取りは避難を余儀なくされた女性とその家族が困難に直面し、どう乗り越えたか、今後の生活設計の変化などに焦点を充てます。高校生へのアンケート調査は、市内に通学する生徒の学校内外での被災体験に加え、ボランティア活動への参加意識と経験、進路に及ぼした影響などを尋ねます。

アンケートの調査項目の作成・分析は「らいず」が行い、調査用紙の配布・回収は地元が担当。聞き取り調査は、被災者が話しやすいように配慮して、地元女性の協力のもとに「らいず」が聞き取り、文章化する、などの役割分担です。発行は10月末ごろを予定。調査・分析、出版にかかる費用は双方が協力して捻出し、寄付金・助成金の申請などで賄っていく計画です。

今回、「らいず」はスタッフが現地を訪ね、地元の被災体験を聞く中で、鬼怒川と小貝川に市域を挟まれ、それに八間堀川など支流が重なる地形に、改めて「水海道」などの地名がある歴史と自然災害の脅威を感じました。地元の人たちとはできるだけ意思の疎通・共通認識をはかり、作業に取り組む考えです。

被害者支援に携わる「らいず」は、当事者の語る言葉に耳を傾け、文字化することを日常活動の柱にしています。「聞き取り・記録する」「調査・分析する」ことは、日ごろ培ったスキルが生かせる作業です。あってはならない災害体験ですが、これを検証・記録に残して次世代に伝えるプロジェクトが、将来の災害防止に繋がることを願います。（三富和）



被災女性・市内高校生へのアンケート調査実施

「らいず」がこれまで行ってきたアンケート調査の経験を活かし、常総市内の被災女性や若者を対象とした調査を企画。「女性の視点」から常総市大水害の記録を残す、という今回の主旨を受け、まず、常総市内で被災した女性約400人に対し、今回の水害による被害の実態や女性たちが直面した困難についてアンケート調査を行います。脆弱な立場にある女性が直面する困難に焦点を充てることで、その地域の特徴や課題を浮き彫りにするのが狙いです。質問項目は、常総市の女性たちと相談しながら「らいず」が中心に作成。アンケートの配布は、地元常総市の女性たちの手で4月から行われています。

さらに、地元女性と「らいず」メンバーがペアとなり、約20人の女性に聞き取り調査を行う計画です。聞き取りでは一人ひとりの体験を掘り下げ、アンケート調査では見えにくい被害の影響を個の軸で捉えます。アンケートと聞き取りの2つの調査から、今後の災害時対応への提言を導ければと考えています。

常総市内の県立3高校の3年生を対象としたアンケートでは、被災経験が将来を考える上でどのような影響を与えたのか、に焦点を充て、地域の復興と若者との意識を明らかにします。「らいず」と常総市の女性たちとの協働で紡がれる記録集が、次世代への有益な資源になるよう丁寧に被災者に向かいます。（前小屋）

.....

被災児と女性のために、と「らいず」が見舞金

鬼怒川の堤防決壊などにより常総市が被災した見舞金として、「らいず」は非常時のために積み立てている基金を取り崩し、役員・スタッフのカンパ金を合わせて20万円を、「子どもと女性たちのために役立てて」と前市長の長谷川典子さんを通じて贈りました。15年10月、三富和代表理事が長谷川さんの自宅でもある水海道橋本町の大楽寺を訪ねて手渡しました。

大楽寺はしばらくの間避難所として開放され、一時は150人もの被災者が寝起きを共にしていた、と言います。この日は「県女性のつばさ連絡会」の会員も見舞いに訪れ、水害時の様子、被災者への対応、支援物資の配布、周辺の被災者の状況・課題など一緒に話を聞きました。被災者が生活再建に向けて不安を抱える中で、長谷川さんらは女性のための支援物資のひろば、コミュニティー・サロンを開くなどして物資を配ったり、話を聞くなどの支援を続けています。

「らいず」から みなさまの善意に感謝です。

女性と子どもの人権を守る「らいず」活動は、大勢の方々の善意に支えられてきました。本年度も、会費納入の際に過分に入金された方、通信に役立ててほしい、とはがきや切手を送ってくれた方、寄託品の衣料品や生活用品も有効に使わせていただきました。長年にわたり収穫したおコメを寄託してくださる賛助会員もいて、ご好意に感謝しています。

預かった物資はシェルターで使用したり、各地域で生活する当事者の家庭に届け、訪問しながら安否確認にも役立てています。日本カトリック教会女性会の「いのちの基金」は、06年から継続してご支援いただいております。「らいず」の活動を支える貴重な財源ともなっています。女性と子どもが本来の持てる力を取り戻していくために、今後も「らいず」は「安心・安全」をめざして取り組みます。引き続き活動に、ご理解・協力をお願いします。（臼井）

災害復興と女性の力

弱者対応に不可欠な「女性の視点」

2015年9月の鬼怒川氾濫に伴う常総市の大水害被害を背景に、「災害復興と女性の力」をテーマにしたパネルディスカッションが、16年2月13日に行方市で開かれた県女性団体連盟30周年記念「連盟のつどい」で行われました。

パネリストは衆議院議員・永岡桂子さん、県副知事・山口やちゑさん、前常総市長・長谷川典子さん、被災者代表・中嶋和子さんの4人。コーディネーターは、記念のつどいで基調講演をした国連の大崎敬子さん。

被災者救助、復興支援、避難所開設など災害現場で被災者と向き合ってきた4人のパネリストは、当時の画像をスクリーンに映したりして浸水被害のすさまじさを振り返りながら、災害防止と対応のあり方などそれぞれの立場で発言し、参加者の関心を集めました。＝写真。

その中で、長谷川さんは、「半年たっても、精神的、経済的に悩み、不安を抱いている市民が多い。女性の視点でソフトの面をとらえ、検証し、将来に役立てることが必要だと感じた」とし、「ウィメンズネット『らいず』と、地元住民による組織で活動を始めた」と報告。大崎さんは、「災害現場では、女性や高齢者などの弱者への対応が求められ、そこには女性の視点が不可欠である」と締めくくりました。（三富正）



自覚をもって、身近な国際貢献 大崎敬子さんが「連盟のつどい」で講演

茨城県女性団体連盟のつどいは、行方市・県女性プラザ・レイクエコーで開催。第1部は、水戸市出身の国連経済社会局統計部次長の大崎（富田）敬子さんの基調講演「国際貢献と女性」。「国連北京会議の行動綱領がいまも政策立案や向上度合いの評価に活用されていることは、女性が社会変化の担い手になるということを示唆している」とした大崎さん。＝写真。



2030年までの国連ミレニウム開発目標が、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを行うにあるということを強調しました。

女性の登用やさまざまな国際貢献に積極的に取り組んでいる国連の実情を紹介しながら、「茨城も含めて外国人の居住が増えて多国籍化、多民族化が進んで単一言語、単一文化国家とは言えない日本でも、女性が担う役割は大きい」。

平和で安全な国際社会の構築のために、女性の視点で、女性自身の積極的な参加の重要性を指摘し、「日本人女性も一人ひとりが国際社会の一員としての自覚を持ち、身近な国際貢献に取り組むことが求められている」と結びました。

（三富正）

2015年度「らいず」総会と研修交流会

「らいず」の2015年度定期総会と研修交流会は15年6月14日、水戸市の県生涯学習センターで開き、年度事業計画、予算などを決めたあと、県警察本部生活安全部人身安全対策課長の小森正彦さんを講師に招き、「女性と子どもへの暴力のない世界へ」というテーマの講話を聞きました。＝写真。

事業計画は、「DV・性暴力被害者の回復と支援～つなげる、広げるネットワーク」を重点テーマに、デートDV出前講座、心に傷を持つ子どもへのホームフレンド派遣事業、などが重点項目。

研修交流会で小森さんは、DVや性犯罪の認知度が上がってきたことで、警察での認知件数や警告、検挙数も増えている。一方で、被害者自身が危険性を感じていない場合も多いことなど、加害者逮捕につなげるまでにさまざまな課題があり、あらゆる法令を駆使し、踏み込んだ対応を取っている現状を説明。

14年4月1日からDV・ストーカーなどの被害相談を受ける女性専用相談電話を設置し、女性警察官が夜間、休日を問わず24時間対応することで、被害の深刻化を防ぐ体制の整備強化を紹介しました。

質疑応答を通し、小森さんは、DV被害の事前防止と加害者の摘発などで、県の担当部局や市町村、NPOとの連携を強化していきたいと強調しました。（梅井）



ウィメンズハウスとちぎ 設立20周年記念のつどい

お隣・栃木県でDV・性暴力被害者の支援に先駆的に取り組んでいる「ウィメンズハウスとちぎ」が20周年を迎え16年2月20日、宇都宮市のパーティとちぎ男女共同参画センターで記念のつどいを開催。「らいず」メンバー9人が出席しました。

式典では、各方面のあいさつがあった中で、佐藤栄一宇都宮市長から感謝の言葉と「行政も一緒に行動していく」という力強いコメントがあり、市政側の理解の深さと連携の強さを感じました。また、全国女性シェルターネットの土方聖子共同代表は、女性政策のせい弱さによりシェルターネットに加盟するなどの団体も資金面で困窮している状況を指摘。財政的支援の強化を行政に強く求めました。

式典の後は、20周年を記念して制作されたDVD「私の生は私のもの」を上映。制作・脚本ともに同代表の中村明美さんが手掛けた力作です。内容は、19世紀後半日本から東南アジア、アフリカにまで渡り、海のむこうで娼婦として働いた「からゆきさん」、20世紀後半日本が迎えた「ジャバゆきさん」、さらに現代の性産業で働く女性と、歴史の流れとともに女性の人生を朗読劇で表現しました。

売春防止法が制定され60年経つ今も、女性の性は搾取され続けている。背景には性の売買を容認する、男性が支配する社会があり、それがDVに繋がっている。子どもの貧困や虐待にも直結しているという「負の連鎖」に強く同感します。多くの人がこのDVDを観ることで、社会の表に出にくい女性の性搾取の問題について考えるきっかけになってほしいと思いました。（三村）

ぬち たから
性暴力禁止法の制定に向けて **命 どう 宝** ～暴力のない世界へ～

第18回 全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄 参加報告 (2015.11.7・8)

第18回全国シェルターシンポジウムは、2015年11月7、8日、那覇市の沖縄県男女共同参画センターをメイン会場に開かれました。性暴力禁止法制定を見据えての今大会のテーマは、「命(ぬち)どう宝～暴力のない世界へ」。基調講演では、強姦救援センター・沖縄代表の高里鈴代さんが、戦後70年間、基地の街として女性と子どもが被害者となったさまざまな人権侵害の歴史を振り返りながら、支援活動の実情を報告し、「暴力のない社会」の実現を訴えました。「らいず」は8人が参加。＝写真。

基調講演&シンポジウム

強姦救援センター・沖縄(REICO)代表の高里鈴代さんが大会と同じテーマで基調講演。終戦直後、朝鮮戦争前後、ベトナム戦争時代、そして現在まで軍事基地の島・沖縄の抱えた問題として、①基地から派生する爆音、演習事故、環境破壊・汚染②米兵による事件事故、女性・子どもへの性暴力、人権侵害—を強調。

被害者支援のために設立したREICOの活動報告でも、在日米軍基地の74%が存在する沖縄本島で、戦後70年の間、強姦、殺人、傷害事件など米軍関係者によって繰り返されている女性と子どもたちへの性犯罪の実態に“いらだち”を感じさせました。

「基地・軍隊と女性への暴力」がテーマのシンポジウム。佛教大学教授の若尾典子さんは「沖縄で学ぶだけではなく、自分たちの生活が見えなくされているのは何かを、沖縄で学ぶことが大切だ」。高里さんは「軍隊をよしとする社会では暴力が根強く生き続けている。軍事力を明確に拒否する国をどう作るかが課題だ」。コーディネーターの戒能民代さん(お茶の水女子大学名誉教授)は、沖縄の現状を見据えながら、「暴力による危険が日常化され、女性への暴力の多くは沈黙を余儀なくされている。どう行動するか、一人ひとりに問われている」と締めくくりました。(三富正)



分科会

●DV被害と支援員の危険度アセスメント

民間支援団体が直面している加害者による危険の増加—被害者だけでなく支援者をどう守るかも課題です。支援者は経験、実績をもとに緊急・危険度を各自の判断で支援することが多かった中で、NPO・ヒューマンサービスセンターは「経験値だけでは対応できない事態も起こる恐れが高まっている」と提起。具体的な危険を客観的に判断していくための危険度アセスメントの導入、支援者に対する社会的認知を高めること、医師や心理カウンセラー、警察など各分野の専門家による研修などを重ね、支援者の危機対応のスキル向上にも努めること、さらに日頃の活動のなかで危機判断を鍛えていくのと併せ、横断的な「危険度査定委員会」の設置の必要性を提案しました。(大塚)

●実践を持ち寄り、より良い支援を考える

北海道・十勝総合振興局の管轄にある常広市を中心とした19の市町村の地域で、唯一シェルターをもつ「駆け込みシェルターとかち」が担当。「とかち」の活動開始は1997年。2004年に専従スタッフを置いてから、十勝総合振興局環境生活課との二人三脚で、管轄下すべての市町村の「DV被害者担当総合窓口」を明確化しました。

DV被害者がどの地域でも適切な支援が受けられるよう、「相談と支援の手引き」を毎年配布・更新し、支援フローを周知。さらに相談票や連絡票の書式も統一し効率化を図っています。また、知的障害者の受け入れも経験し、地域のケアマネジャーとの連携で生活支援へと繋げています。ここまで官民連携体制を確立しても、課題は財政的な困難さ。全国各地のシェルター団体に共通の深刻な問題と実感しました。(坂場)

●売春防止法と女性支援

売春防止法が制定されて60年、その変遷による女性支援のあり方を認定NPO・ウィメンズハウスとちぎが提起。その2年後に婦人相談所が設置され、様々な困難を抱えてきた女性たちが、婦人保護の流れの中で支援対象となってきました。2001年DV防止法施行以来、婦人保護施設は短期的なDV被害者の入居が優先される状態にある、として、婦人保護に長年携わる立場から、女性支援の新たな枠組み＝法制度の必要性を訴えました。

婦人相談員は就労期間が短く専門性が担保されないため、相談員の待遇改善も重要と指摘。さらに、中・長期支援施設の増設や、外国語対応の支援者育成も急務となっている状況が共有されました。様々な国籍の被害者に対応できるよう「外国人ボランティア人材バンク」も提案しました。(仲山)

●DVと子ども シングルマザー枠組みからの実践

「しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡」の大戸はるみさんは、離婚原因に夫のDV、特にモラハラが増えている実態を指摘。多くの母子家庭が生計維持の困難さに直面し、家事・子育てを一人で担っていることから時間的・肉体的・精神的に追い詰められていると報告。そうした状況を少しでも改善しようと開始したのが託児付き「おしゃべり会」です。

DV夫のことや子どもへの影響など、普段の生活の中では進んで語ることのない話題でも安心して声に出せる場となっています。嬉野市の波田あい子さんは5年目となる母子同時並行心理教育プログラムの実践を紹介。「DV被害女性」のレッテルを貼られたくない、との思いから参加者数が減少し存亡の危機に。その後“シングルマザーとその子どものため”と名称を変更し、活動維持に繋がっています。(臼井)

●議員フォーラム～性暴力禁止法の制定に向けて

NPO・全国女性シェルターネットが主催し、8回目。自民党を除く、超党の衆参院議員8人が出席しました。刑法の改正案が法制審議会に諮問され、性犯罪の厳罰化に向けた見直し現実味を帯びてきた中で、民主党、社民党が性犯罪等被害者支援法案、性暴力被害者の支援に関する法律案(骨子)を提示するなど、これまでにない活発で、具体的な議論が展開されました。沖縄の基地問題にかかわる竹下小夜子医師は「貧困・ジェンダー不平等と性暴力が密接に繋がっている」と現状を話し、「買春は女性の犯罪でなく、女性に対する犯罪だ」と指摘。「買春」の処罰を明確にする法制度の必要性を

強調しました。①全国に広がるワンストップセンターは病院拠点型が望ましい、設置・運営の根拠法が必要。②性犯罪（性暴力）被害者支援法（仮称）は超党派の議員立法で取り組んでいく、などが確認されました。（三富和）

●人身売買とシェルター～新たな課題の渦中で

家事や介護労働への外国人労働者の受け入れが進むなか、適切な権利擁護と支援策がないまま、人身売買・人身取引など、特に女性への被害の増大が強く懸念される、と女性エンパワーメントセンター福岡が問題提起。15年「岐阜事件」の検証をしながら、60人にも及ぶフィリピン人母子が過酷な労働から逃れ、民間シェルターの支援を得て、県・府との交渉の結果、入所者補助金を得るまでに至った経緯、さらに民・官の連携を紹介しました。

日本では単純労働を受け入れずに、茨城にも“研修生”扱いで働く多くの外国人が私たちの隣人として暮らしています。家事、育児、介護などさまざまな分野で外国人女性労働者にも頼ることが多くなっている現状を踏まえ、地域で共生していく関係を今後築いていくことが大切と実感しました。（大塚）

●沖縄の児童買春の問題について

強姦救援センター・沖縄が課題提起。18歳未満に対する性犯罪が多発しているなか、買春をする男性よりも売春をした女性を批判し、男の責任を問わない文化があると指摘。沖縄の貧困率は全国平均の4.4倍、ひとり親家庭の貧困率は54.6%。仕事は少なく母親は夜勤がざるを得ない。夜間に母親がいないため子どもは寂しさや不安から深夜徘徊をしたり、居場所やお金を求めて援助交際をしたり、母親は子どもの世話ができずネグレクトなど虐待に発展—子どもへの深刻な影響が示唆されました。調査によると14、15歳で風俗で働き始めた女性は、特に家庭でネグレクト、暴力などの困難と貧困が重なっている厳しい実態があります。

18歳以下の子どもたちに必要な支援が届いていない現実、に、沖縄の抱える問題を共有する大切さを感じました。（中条）

●米国研修に学ぶ、当事者を中心とした支援のあり方

DV・性暴力被害者のために「サバイバー・センタード・アプローチ（被害当事者中心の支援）」が発達したアメリカのファミリー・ジャスティス・センター（FJC）の仕組みを、NPO・レジリエンスが紹介しました。

オレゴン州ポートランドのFJC、ゲートウェイ・センターは、民家に複数の被害者支援機関と検事が入居。刑事司法サービスや民事の法律相談、カウンセリング、同伴する子どものケアなど総合的な支援を提供します。法的アドバイスを得ながら保護命令を申請したり、ビデオリンクでその場所から裁判に参加することも可能です。また、同州オレンジシティにあるFJC、セイフ・プレイスは、保安官所有の建物に複数の支援機関が賃料なしで入居し、照明やインテリアにも被害者目線での配慮がされています。当事者をエンパワーするサービスが、官民協働でまさに“ワンストップ”で提供されていることに先進性を痛感しました。（坂場）

「なかったこと」には、させない！

沖縄プレシンボ スウェーデンの事例に学ぶ

沖縄シンポジウム開催前日の11月6日夜、「スウェーデンの事例に学ぶ性犯罪の立証～『なかったこと』にはさせない」をテーマにしたプレシンポジウムが琉球大学で開かれました。企画運営は「らいず」会員の矢野恵美・琉球大学大学院法務研究科教授。講師はストックホルム地方検察庁の現職検事正・ベテール・クラエソンさんです。

密室で、目撃者もいないことが多く、被害者と加害者の言い分が異なることなどから立証が難しいとされる性犯罪。「非親告罪」で重い捜査責任も課せられるレイプ罪の位置づけや、子どもが被害を受けたときは成人した時点が公訴時効の起点になるなど、厳格なスウェーデンの取り組みを紹介。

DNAのデータベースを活用した法医学的な裏付けなどで「なかったこと」にさせないための捜査の道筋や、厳しい法制度のもとでの関係機関が一体化した先進的な取り組みの実践例の説明は、会場に入りきれないほどの全国から参加した支援者など関係者を引きつけました。（三富正）

官民協働留学支援事業「トビタテ留学JAPAN！日本代表プログラム」第1期生として、常磐大学大学院博士課程に在籍していた14年9月から約1年間、アメリカ留学の奨学金を得て、心理学の研究活動とDV被害者シェルターでのボランティア活動に従事してきました。

ボランティア活動の拠点は、カリフォルニア州サクラメント市にあるNPO団体My Sister's House (MSH)。01年に活動を開始して以来、カリフォルニアに多数在住するアジア太平洋諸国からの移民女性に届く支援を目的に掲げ、日本ではほとんど出会うことのない中央アジアや西南アジアなどの国々からの移民女性の「SOS」を受け止めてきました。

MSHの活動は、多言語対応の24時間ヘルプラインを柱に、シェルター運営、支援者トレーニング、DV啓発アウトリーチ活動など。最近では、DV被害女性の就労支援と活動資金集めを兼ねた「My Sister's CAFÉ」の運営にも取り組んでいます。

アメリカのDVシェルター活動 留学体験で学んだ最前線

錦織 福子 「らいず」会員、常磐大学非常勤講師



同州では、DV被害者支援活動に関わる場合、40時間以上のトレーニングを受け、最終試験での合格が州法で義務づけられています。トレーニングには、様々な年齢、職業、文化的背景をもつ市民が参加し、私も励まし合いながら修了証書を手にすることができました。＝写真（後列右から2人目が筆者）。

トレーニング制度は、二次被害を防止し質の高い支援を提供するために導入されたもので、今後日本でも重要になるだろうと考えられます。講義では、DVの特徴や心理面への影響だけでなく、DV被害に直結する最先端のIT情報も学びます。さらに、移民の多い土地柄、被害者の文化的・宗教的背景に配慮した対応についても講義で理解を深めました。支援現場における多文化への配慮は、今後日本でも一層必要になると感じています。

トレーニングを終え、有資格ボランティアスタッフとして、被害女性対象の就労支援講座を手伝ったり、離婚の法律相談に来所した女性の同伴児の託児を担当したり、近隣大学などで行われる地域でのアウトリーチ活動などに従事しました。

MSHでの活動を通して—①質の高い支援を提供するための研修制度をつくること、②ITや法律など最新の情報を支援者同士で共有すること、③多文化対応の知識とスキルを醸成する環境を整えること—この3つの重要性を特に痛感しました。今後、この学びを自らの支援活動に活かし、DVや虐待被害者支援の環境整備に役立たせていきたいと考えています。

「デートDV」出前講座

5年目の実践から 次のステージを見据えて

5年目となった「デートDV出前講座」。14年12月から15年11月末までの1年間は、ドコモ市民活動助成事業「暴力は認めない！若者と考えるデートDVの防止と被害者サポート」として実施。デートDV出前講座にあわせ15年8月、メディアジャーナリストの渡辺真由子さんを講師に招き、ネット社会ならではのDV・性暴力被害の特徴について理解を深める研修会を開催しました。アンケート調査では、DV行為についての意識や暴力に対する認識、若者のSNS利用の実態やネット依存度を測る項目も加え、若者とDV・性暴力を取り巻く状況を明らかにしました。

.....

14年12月から15年11月までの1年間、ドコモ助成事業として「デートDV」出前講座を実施した県内の高校23校（受講生総数4109人）のうち、分析対象とした18校でのアンケート調査の、有効回答数は2934人（男子48.2%、女子51.6%、不明0.02%）。

◆恋人の有無（恋人がこれまでいたことがあるか、また

	実施日	実施校	学年	参加数
1	5月1日	笠間高校	1年	176
2	6月15日	岩瀬高校	1年	200
3	6月22日	磯原郷英高校	1年	130
4	6月25日	大成女子高校	3年	115
5	6月29日	石岡商業高校	1年	120
6	6月30日	藤代紫水高校	1年	240
7	7月10日	土浦湖北高校	1年	280
8	7月14日	桜ノ牧高校常北校	2年	40
9	7月15日	潮来高校	2年	140
10	7月17日	水戸南高校昼間	1年	80
11	9月17日	水戸南高校夜間	1・2・3年	100
12	10月7日	鹿島高校	1年	283
13	10月15日	高萩清松高校	1年	187
14	10月21日	坂東総合高校	全学年	270
15	10月27日	取手第一高校	1年	240
16	11月6日	取手松陽高校	1年	240
17	11月17日	筑波高校	3年	100
18	11月18日	筑波大学医学群	3年	117
19	11月19日	日立商業高校	1年	240
20	11月24日	県立医療大学看護科		40
21	11月27日	竜ヶ崎第一高校定時制	全学年	72
22	12月4日	江戸崎総合高校	1年	197
23	12月7日	伊奈高校	1年	238
24	12月17日	古河第一高校定時制	全学年	60
				3905

は現在いるか）—「ある」 51.2%（1501人）、「ない」 41.9%（1228人）、「不明」 7.0%（205人）

◆恋人がいる者のうち何らかのDV被害（身体的・心理的・経済的・性的暴力）を1回以上経験したことがある割合—男子22.6%（139人）、女子39.2%（336人）

◆DV被害で最も多く経験した形態は“心理的暴力”—恋人がいる男子の23.9%（150人）、恋人がいる女子の37.7%（357人）

◆恋人がいる者のうち1回以上“性的暴力”の経験—恋人がいる男子の2.9%（18人）、恋人がいる女子の10.8%（92人）

暴力に対する認識（下図）では、「暴力は決して許されない行為」と回答した割合が、男女とも約9割に上っている一方で、「場合によっては暴力が必要」と思う男子は約24.8%、女性10.3%と、暴力容認の割合が顕著に男子の方が高い結果となりました。

暴力の容認意識の変容につながる講座へ

調査から、暴力やDV行為に対する捉え方に、男女別で明確な差があったほか、DV被害経験の有無によっても差異があることが分かりました。またDV被害経験が暴力を肯定的に捉える傾向と結びついていることも、注意を向けるべき結果となりました。「場合によって暴力はOK」「被害を受けるほうにも原因がある」という意識が、男女差を伴い、大人社会から若者にも引き継がれている現実、「いかなる暴力にもNO」という視点を、より若い世代から、伝え続ける大切さを痛感しました。

（前小屋）

〈暴力に対する認識〉

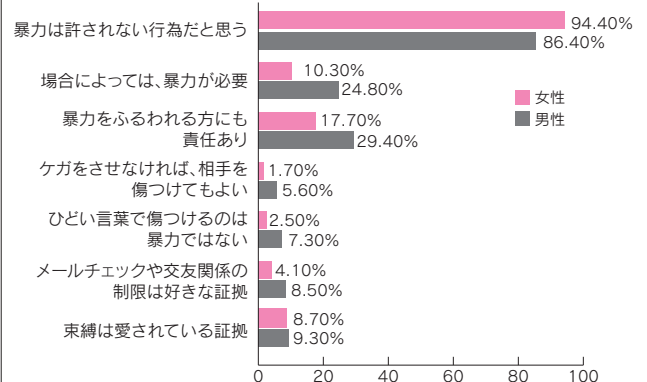


photo 「デートDV」出前講座



①笠間高等学校
②磯原郷英高等学校
③桜ノ牧高等学校常北校
④取手第一高等学校
⑤大成女子高等学校
⑥水戸南高等学校
⑦県立医療大学

研修会「ネット社会を考える」 デートDV防止と被害者サポート

「らいず」主催の「ネット社会を考える」・研修会（ドコモ市民活動助成事業）は15年8月、水戸市の常磐大学を会場に開きました。第1部は、メディア・ジャーナリストの渡辺真由子さんの講演「若者のスマートフォン・SNS利用と性暴力被害の実態」。個人情報への拡散でトラブルを招きやすいスマホ・SNSの特徴を被害の事例を示しながら解説、被害防止への対応を呼びかけました。

第2部は、前年度に実施した「デートDV」出前講座で行ったアンケート調査結果について、「らいず」理事の前小屋千絵さんが分析・報告をしました。＝写真。



若者への取材を重ねる渡辺さんは、スマホ・SNSでのコミュニケーションの特徴として、①匿名性、②非対面性、③24時間10秒ルール、④ネットに書き込まれた情報の半永久性と拡散性、を指摘。若者の多くが、24時間SNS上の人間関係に翻弄され、トラブルに巻き込まれる危険性にある状況を話しました。

ネット上での重大なデートDV・性暴力被害として、①恋人あるいはネットで知り合った相手が、性的な画像や動画を本人の同意なしに公開・拡散する「リベンジポルノ」、さらに②性暴力をあおる情報の氾濫により、性被害が潜在化している実態一を挙げ、時代が変遷しても性情報の作り手はほとんどが男性で、その根底には常に偏ったジェンダー意識があると分析しました。

今後、大人が取るべき対応策の1つは「SNSリテラシー」。大人側もSNSの特徴を理解し、情報の危険性や真偽を判断する能力を若い世代と共有することが必要と説明。若者が「リベンジポルノ」の被害者・加害者どちらにもならないよう知識を広めていくことも重要である、と指摘。2つ目は「性情報リテラシー」。情報の作り手の意図を知り、ゆがんだ性情報をう呑みにせず自分の頭で読み解く能力を育てることも必要です。併せて「発信者情報開示請求」で情報削除を求める方法もあると紹介しました。

デートDV出前講座に取り組む「らいず」は、ネット社会に生きる若者のSNS・性情報リテラシー向上に一層の学びと努力が必要と痛感しました。（清水）

「らいず (RISE)」

R : Right	(権利)
I : Independence	(自立)
S : Share	(分かち合い)
E : Empowerment	(力をつける)

報告

「ほっとステーション」の活動から

DVにより深い苦しみや悲しみを経験している当事者が、お互いを尊重しながら自身の体験や思いを語り合う場として開始した「らいず」の「ほっとステーション」も8年目。そのつど当事者に開催通知を送付して、参加を呼び掛けています。当日参加ができなくとも、通知を受け取るだけで「らいず」と繋がっている安心感がある、との声を聞き、継続して実施している意義を感じます。

「ほっとステーション」の場では、今まで周りの人にほとんど理解されなかった感情を言葉にしていきます。他の参加者の話を聴きながら自分を客観視し、今の自分の立ち位置を捉えることも可能となります。その過程で少しずつ自尊心を回復し、人との「つながり」を意識し、他者との距離感も取り戻します。そうしたステップを経て、「らいず」主催の研修会やセミナーの会場にも足を運び、DVや性暴力について自身の理解も深めながら質疑応答の中で、自らの経験や思いを発言する当事者も。1つの壁を超え、さらに大きな一歩を踏み出す事例もありました。

当面の課題はファシリテーターの育成です。先輩サバイバーにも意見を聞く機会をつくり、改めて「ほっとステーション」発足時に行ったような研修の場を次年度には実施したいと考えています。（清水）

「相談記録」をテーマに、意見交わす ヘルプライン部会 研修・情報交換会

支援を求める被害者からの電話相談などの対応のスキルアップを狙いとした「らいず」ヘルプライン部会の研修・情報交換会を15年4月、水戸市国際交流センターでスタッフ16人が参加して開きました。＝写真。

今回のテーマは「相談記録」について。相談記録は、相談の内容を単に記録するだけでなく、相談員の受け止め方や対応した内容、その根底にある考え方を記録し、スタッフが情報を共有するとともに支援の実践を客観的に証明する支援活動の指針となる重要な資料となります。

研修会では、相談対応の記録の書き方や基本原則、記録のルールなど、基礎的なことを含めて改めて学び直したほか、ロールプレイや意見交換を通して、相談事例を取り上げて、主訴や背景をよみ取り、課題や対応・支援の方向性を見極められるようなトレーニングを行いました。

相談事例の検討では、支援につながる経緯やこれまでのかわり方を振り返りながら、今後の支援の方向性を検討し、共通理解を深めました。（梅井）



研修会

精神疾患がある相談対応

ヘルプライン部会主催の研修会を、15年11月、水戸市・ミオスで開催しました。講師は「らいず」会員で、日本カウンセリング学会認定カウンセラーの武藤幸枝さん。「精神の疾患・発達の障害にみられるDV加害特性と対応」をテーマに、電話相談を受ける中で、DV加害者、相談者本人や家族がメンタル面の問題を抱えているのではないかと感じられる相談事例もあり、適切な対応ができるよう、基本的な知識を得ることを狙いとししました。=写真。

講義では、精神病域からみられる加害者の特性として、人格障害について触れ、境界性、自己愛性、反社会的、演技性、など分類ごとに特徴を解説。発達障害の主な症状として、社会性・コミュニケーション・想像力の障害と感覚過敏などを挙げ、障害特性から生じる不利益が最小限になるよう、質



のよいカウンセリングへ繋げたり、ストレス回避の方法などを学んでもらうことで、社会から孤立させない支援が必要としました。



DV被害者や目撃者となる子どもたちが持続的な暴力にさらされることで、メンタル面での症状が出現したり進行したりするリスクを考えると、電話を受ける側も知識を備え、適切な社会資源へ繋ぐことが不可欠と感じました。（中条）

「らいず」部会だより

●ヘルプライン部会

電話相談は、「ヘルプライン」「全国共通DVホットライン」、それに「よりそいホットライン」（厚生労働省委託）の3つのラインで実施。最近の傾向として、DV・性暴力が原因で発症するトラウマやPTSD、家族・対人関係の相談、精神的な困難さに関する相談へと内容が広がっています。

相談者に寄り添った支援ができるよう、継続した研さん・研修は必須。スタッフ自身の高齢化や家族環境の変化もあり、相談体制の人的維持が課題です。女性相談など相談業務の経験のある方に研修会に参加していただき、DV・性暴力被害への理解をともに深めながら、体制強化を図りたいと考えています。(中条)

●地域ネットワーク部会

今年度の活動の柱は主に3つ。①水戸市との協働事業「ホームフレンド派遣」は、DV被害を超えて地域に定着する就学児童や受験を控えた中高生などの自宅へ学生を派遣。学生と派遣先家庭との連絡調整や学生からの相談対応。時に保護者の状況によって直前にキャンセルとなることもあり、母親へのフォローも課題です。

②自助グループ「ほっとステーション」は、自立への道を歩むDV当事者を対象に開催を通知。当日はファシリテーターを務め、女性たちの心理面に配慮しながら、法律など支援の情報提供をしました。③フェアトレード商品を販売するショップは、地元の有機食品なども販売し、途上国や被災地の生産者に思いを馳せながら活動資金に繰り入れました。(清水)

●女性シェルター「セイフティらいず」運営部会

昨年の紙面で必要備品をお願いしたところ、たくさんの寄託があり感謝です。今回は運営の厳しい状況をお知らせしなければなりません。シェルター利用延べ日数が14年度は172日、15年度は151日ありましたが、本年度は昨年6月からで42日（3件）と急激な減です。このままの状態が続けば毎月の家賃がのしかかり、大変厳しく運営が困難です。県内唯一の民間シェルターの灯を消さないためにも、減少の理由、シェルターの必要度合いなど社会背景を探りながら、検討を迫られています。（三村）

●広報部会

主にニュースレターの発行と「らいず」ホームページの管理・運営を担当。会員の協力により、こうして16年4月号ニュースレターをお届けすることができました。HPはデートDV出前講座の報告や、研修会の案内・開催報告を随時更新。HPを刷新して1年が経過しますが、新しい機能を使いこなしていないのが現状です。

HPの維持管理費の捻出も目下の課題。「らしい」各部会の広報や活動報告を、今後はより頻繁に発信していく予定です。HP活用へのご意見をお待ちしています。(坂場)

●事務局・会計

「デートDV」出前講座は、「NTTDコモ市民活動事業」として実施。5年目を迎えた出前講座は継続したものとなり、毎年定期実施する高校や大学も増えています。またその講座を受講した生徒を対象に実施したアンケートを集計・分析し、「茨城県女性活躍推進企画提案支援事業」として「データ集」を発刊しました。

平成26年2月に開催した「DV・性暴力被害者によりそう支援」研修会は、大竹財団助成金を充当。シェルター維持経費の捻出には毎年苦戦していますが、利用者（一時保護委託）が例年に比べてさらに少ない状況となり、運営費の収支がマイナスに。全国各地でDV被害者シェルターが閉鎖に追い込まれていますが、「らいず」も今後のシェルター存続について、いよいよ真剣に議論しなければならない時期となっています。（雨貝）

2015年の事業経過 (15年4月～16年3月)	
4月 21	「よりそいホットライン」4年目参画 日本カトリック教会「いのちの基金」贈呈式(友部カトリック教会)
5月 22	デイトDV出前講座①笠間高(1日)
5月 26	県女性団体連盟総会(県女性プラザ支援室) DV対応研修会(県中央児童相談所)
6月 14	デイトDV出前講座②岩瀬高(15日) ③磯原郷英高(22日) ④大成女子高(25日) ⑤石岡商高(29日)
6月 14	⑥藤代業水高 ⑦交流
6月 21	「いらい」総会・研修交流会 水戸生涯学習センター 「人身安全対策の強化について」小森正彦さん 林楊子・国連女性差別撤廃委員長就任祝賀会(東京)
7月 7	全国女性性エタラーネット定期総会(東京)
7月 21	デイトDV出前講座③土浦湖北高(10日) ⑧桜ノ牧 高常北校(14日) ⑨潮来高(15日) ⑩水戸南高・昼 間制(17日)
7月 28	研修会DV家庭の子供と母親(日立市女性センター) 県女性団体リリーター等研修・交流会(県庁)
8月 27	研修会「ネット社会を考える」デイトDV防止と 被害者サポート・渡辺真由子さん(常磐大学)
8月 27	はつとステーション②
9月 27	デイトDV出前講座④県立水戸南高・夜間制(17日) はつとステーション③
10月 12	デイトDV出前講座⑤鹿島高(7日) ⑥高萩清松高 (15日) ⑦坂東総合高(21日) ⑧取手(高)(27日) よりそいホットライン全体会議(東京)
11月 11	デイトDV出前講座⑥取手松陽高(6日) ⑦筑波高 (17日) ⑧筑波大学医学群(18日) ⑨日立商高(19日) ⑩県立医療大学看護科(24日) ⑪電ヶ崎一高 定時制(27日)
11月 17	⑫全国シエルトンボジウム参加(沖縄那覇市) 県女性団体連盟先進地視察(柏市)
11月 22	全国シエルトンボジウム参加報告会・ヘルブラ インスタック研修会(ミオス)
12月 11	はつとステーション④
12月 22	デイトDV出前講座⑫江戸崎総合高(4日) ⑬伊 奈高(7日) ⑭古河一高定時制(17日)
12月 5	⑮県女性団体連盟「人材育成セミナー」(県女性プラ ザ支援室)
2016年	
1月 11	常総市大水害「被災者の声」を記録する会実行委 員会①
1月 24	はつとステーション⑤
2月 1	常総市大水害「被災者の声」を記録する会実行委 員会②
2月 7	よりそい専門ライン全体会議(東京)
2月 13	県女性団体連盟30周年記念連盟のついで(レイクエー ウイメンズハウスとちぎ設立20周年のついで)(栃木 宇都宮市)
2月 20	①性暴力対応チーム(SART)研修会 県立医療大学 ひとまなネット事業総括フォーラム(県庁)
2月 24	研修会「DV・性暴力被害者によりそう支援」(常 磐大学・加藤治子さん・加納尚美さん 常総市大水害「被災者の声」を記録する会実行委 員会・水海道あすなろの里③ はつとステーション⑥)
3月 15	電話相談研修会「県精神保健福祉センター」